

## 監査について

### (趣旨)

電気事業法及び電気事業法施行令において、経済産業大臣から本委員会に一般電気事業者等に対する監査権限が委任されているところ、監査の具体的項目や手続の細目となる規程を定める必要がある。

### 【参考：監査とは】

委員会は、毎年、一般電気事業者及び卸電気事業者の業務（託送供給において差別的取扱をおこなっていないか等）及び経理（規制部門による収益を自由化部門に補填していないか等）について監査を行う。

### 主なポイント

#### 1. 電気事業監査規程（委員会決定）

電力取引監視等委員会令第4条の規定に基づき、監査の具体的項目や手続の細目を定めるため、添付資料のとおり電気事業監査規程(別添)を決定する。

なお、従前の監査手続からの変更点は、以下のとおり。

- ①監査実施前の資料提出を任意提出から電気事業法に基づく報告徴収に改める（第7条）。
- ②監査実施の通告時期の見直し（第8条）。

### (概要)

- ・ 監査の範囲・目的・原則に関する事項（第1条～第3条）
- ・ 監査事項（第4条）
- ・ 監査計画（第5条）
- ・ 監査の実施手続（第6条～10条）
- ・ 監査結果の取扱い（第11条～13条）
- ・ 監査結果の公表（第14条）

#### 2. 今後の予定

電気事業監査規程に基づき、監査時期、監査実施先、監査事項の具体的内容等を記載した監査計画を定めるとともに、報告徴収の具体的項目について審議頂く予定。